

令和6年度八峰町資格取得支援事業

仕事に役立つ資格または免許を取得する際の
経費の2分の1(上限1人10万円)を町が補助します。
結果的に資格を取得できなかった場合も対象となります！

対象者

八峰町内に住所を有する、**65歳未満の方**

従業員等の資格取得にかかる費用を負担した町内事業所

※申請者は補助の申請時において町税等に滞納がないこと

※資格取得により、職場でのスキルアップを図る。または就業につながる場合が対象となります。

1. ハローワークに求職登録した求職者
2. 事業所に勤務している就労者
3. 大学・短大・大学院・高等学校・高等専門学校に在学している者
※補助の申請者は、未成年の場合はその保護者
※学生本人・保護者ともに、住所を八峰町内に有すること
4. 町内に本社または本店もしくは支店を有している事業所（町外から勤務している方も可）

対象資格

別表（裏面）に掲げる国家資格及び国家検定（技能検定）等

別表にない新たな資格の場合でも対象になる場合がありますのでご相談下さい。

例) 大型特殊自動車免許、自動車二種免許、介護福祉士、土木施工管理技士、自動車整備士等
ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪免許および原動機付自転車免許は除く。

※補助金の交付は、1人につき年度内1回を限度とする

※事業所の場合は、従業員1人あたり10万円以内（1事業所20万円まで）で、
上限の範囲内で複数回申請できます。

対象経費

資格取得に必ず要する講習等の受講料（教材費含む）、受験料、資格登録料

※参考書の購入費や通信教育、旅費等は除く

※結果的に取得できなかった場合も対象となります。（同一資格の受験2回分まで）

対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資格等が対象

※取得日が基準となります（取得できなかった場合は、可否の通知があった日）

申請方法

八峰町資格取得支援事業補助金交付申請書に下記の書類を添えて、商工観光課へ提出してください

- (1) 運転免許証等本人であることの確認ができるものの写し
- (2) 資格等の取得に要した経費を明らかにする書類
- (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
- (4) 納税証明書（未成年者の場合は保護者の納税証明書）
- (5) 就労者にあっては、事業所で働いていることが証明できるもの
- (6) 学生にあっては、学生証の写し
- (7) 求職者にあっては、ハローワークのカードの写し
- (8) 事業所にあっては、従業員等が当該事業所で働いていることが証明できるもの
- (9) その他、町長が必要と認める書類

※対象とならない資格や免許等がありますので、下記あてにお問い合わせください

商工観光課 TEL76-4605

町のホームページから申請書等をダウンロードできます。URL <http://www.town.happou.akita.jp/>